岸和田市立野村中学校PTA規約

第 1 章　名称及び事務所

第1条 本会は、岸和田市立野村中学校PTAと呼び、事務所を岸和田市立野村中学校に置く。

第 2 章　目的及び活動

第2条 本会は、生徒の幸福実現をめざすとともに、会員の研修、相互理解を深めるために活動することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

1 生徒の福祉増進と心身の健全な発達を保護する。
2 会員の教養を高める。
3 生徒の教育振興、福祉増進のため活動する他の団体及び機関と協力する。
4 学校と家庭の連携を図る。
5 学校の教育環境の整備を図る。
6 その他、本会の目的達成に役立つこと。

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、特定の政党や宗教に偏らず、また、営利を目的とする活動はしない。

第 3 章　会　員

第5条 本会は、下記の会員をもって組織する。

1 岸和田市立野村中学校に在籍する生徒の保護者。
2 岸和田市立野村中学校の教職員。
3 本会の主旨に賛同し、役員会が入会を承認した者。

第6条 本会会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第 4 章　経　理

第7条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第8条 会費は、1人月額300円とし、各学期に分けて納入する。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第５章　役　員

第10条 本会に下記の役員を置く。

１ 会 長　　1名

２ 副会長　　2名

３ 書 記　　教職員１名

４ 会 計　　教職員１名

５ 広報正副委員長 各１名

６ 文化体育正副委員長 各１名

７ 青少年正副委員長　各１名

８ 市 PTA 担当役員 １名（※割り当て年のみ）

第11条 役員の選出と就任は、次のとおりとする。

１ 役員会において、役員の候補者を指名し、総会において選出する。
全会員より立候補と推薦者を募り、立候補者で足りない場合は、新2・3年生の保護者から抽選とする。

２ 役員の任期は、顧問と会計監査を除き1か年を原則とする。(ただし、本人の同意による再任は妨げない。)

３ 役員の補欠については、細則で決める。

第12条 役員・会計監査・顧問の任務は、次のとおりとする。

１ 会　　長

① 本会を代表し、総会、役員会、実行委員会を招集する。

② 必要に応じ、各種委員会に出席して意見を述べることができる。

③ 各種委員会の報告を受ける。

２ 副 会 長

会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。議事録を作成するとともに、会計と協力して会の運営にあたる。

３ 書　　記

本会に関する記録、通知、その他書類の保管等をする。

４ 会　　計

予算案作成、支出の記録と領収書等の保管、会計監査の監査を経て、総会に決算報告する。

５ 広報正副委員長

広報委員会を招集し、広報活動に努める。

６ 文化体育正副委員長

文化体育委員会を招集し、研修、文化体育行事を主催する。

７ 青少年正副委員長

青少年委員会を招集し、生活安全、交通安全活動に努める。

8 会計監査

定期会計監査は年度末に行うほか、必要に応じて随時行うことができる。

監査の結果は、総会において報告する。

9 顧　問

本会に顧問を置く。顧問は、役員経験者とする。本会は、運営等について必要に応じ、顧問の諮問をうけることができる。

第 6 章　会　議

第13条 本会には、下記の会議を置く。

1 総 会

2 役員会

3 委員会

① 実行委員会

② 専門委員会

第14条 総 会

1 総会は、全会員をもって組織し、本会の最高決議機関である。

2 定期総会は年1回開催する。必要ある時は、会長または全会員の 10 分の1以上の要求で、臨時に総会を開くことが出来る。

3 総会は、予算・決算に関する事項、役員等の選出及び活動計画、その他重要な事項を決議する。

4 総会は、全会員の5分の1以上の出席または委任状で成立する。

5 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長の議決とする。

第15条 役員会

必要に応じて会長が召集する。学校長も参加することができる。

第16条 委員会

1 実行委員会

役員は各専門委員と定例会を開く。

2 専門委員会

専門委員会は、それぞれの委員長が招集する。決議事項は、会長に報告する。

第 7 章　細　則

第17条 本会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て決める。役員会は細則を制定または改廃した時は、その結果を次期総会に報告する。

第 8 章　改　正

第18条　本規約は、総会において出席者の3分の2以上（委任状含む）の賛成がなければ、改正することが出来ない。

附　則

1　平成25年10月11日　第11条の1　①②の追加　一部改正。
2　本規約は、平成25年11月1日よりこれを実施する。
3　令和4年11月17日　第10条の8追加、第11・12・13・16・18条一部改正。
4　本規約は、令和4年12月1日よりこれを実施する。

岸和田市立野村中学校PTA細則

第1条　役員会・実行委員会

1　構　成

役員会…役員のほか、学校長、顧問、会計監査、担当教員をもって構成する。

実行委員会…役員会構成員と専門委員をもって構成する。

2　任　務

①　活動計画の立案及び連絡、承認。

②　議案、報告等の作成。

③　本会の総合的な事務、活動などについて協議し、運営にあたる。

3　開　催

役員会　　…　8月を除く各月に定例会を開く。

実行委員会　…　8月を除く各月に定例会を開く。

この他、構成員の4分の1以上の要求があった時に開催する。

開催時間については、役員会で決定する。

4　組織表

役職		人数	兼務等	業務内容
顧問		※①	前年度役員 ・専門委員	会長より要請ある場合、助言・補助を行う。
会計監査				会計の監査を行う。
会長		1	市民協担当 （広報部会）	PTA 活動の会務を総括及び中心となって行う。
副会長		1	市民協担当 （広報部会）	会長の補佐
副会長		1		
（ 書記 ）		（1）	（生活指導）	活動記録の全般
（ 会計 ）		（1）	（教頭）	予算案の作成、収支に関する記録と保管
青少年 委員会	委員長	1		・挨拶運動への参加（月 1 回） ・体育大会受付
	副委員長	1		
	委員	1	市民協担当 （青少年部会）	
	委員	1		
文化体育 委員会	委員長	1		・文化教室の立案と実行（年 1 回） ・体育大会受付補助 ・給食試食会への参加
	副委員長	1		
	委員	1	市民協担当 （文化体育部会）	
	委員	1		
広報 委員会	委員長	1		・体育大会の写真撮影 ・PTA 新聞の構成（年 1 回）
	副委員長	1		
	委員	1		
	委員	1		
（市 PTA 協議会担当）		※②	（※割当年のみ）	
計		15		

※① 顧問・会計監査には前年度役員・専門委員が就く。複数可。

※② 市 PTA 協議会の割当がある年のみ 1 名選出。

※市民協担当は、朝陽地区市民協議会各部会に参加する。

第2条 専門委員会

1 専門委員の任期は1年とし、次年度に連続して委員に選出されることはない。（但し、本人の同意により委員に選出される場合はこの限りではない。）

2 専門委員会の種別は、次のとおりとする。

① 青少年委員会

生徒の生活安全、交通安全指導について協力し、校区内における青少年育成団体と連携し、生徒の校外補導にあたる。

② 文化体育委員会

研修会、文化スポーツ行事等を催し、会員の教養を高めるとともに、会員及び生徒の健康の保持増進に努める。

③ 広報委員会

会員に対して情報の伝達、意見の交換に努め、各種委員会の活動状況などを広報する。

第3条 役員の選出方法

（1）立候補および推薦を受け付ける。新2、3年生の保護者を対象に行う。

（2）立候補および推薦が多数の場合は、抽選により決定する。

（3）立候補および推薦がない場合は、以下の方法により抽選する。

・抽選は新2、3年生の保護者を対象に行う。

・当選札を引いた順に、次の役員・委員に就く。

① 会長（1人）

② 副会長（2人）

③ 青少年委員会（4人）

④ 文化体育委員会（4人）

⑤ 広報委員会（4人）

【⑥ 市 PTA 協議会担当（1 人）※割当年のみ）

・抽選に来られない場合は、委任状を提出し、代理抽選を行う。

（4）役員等に選出されたが、辞退する場合は、本人により代理を探す。

（5）次のいずれかに該当する場合は、抽選の対象外になる。

※但し、本人の同意により委員に選出される場合はこの限りではない。

①中学校 PTA 役員・専門員の経験者。

※役員・専門委員在任中に在校の兄弟姉妹がいる場合、本人および当該生徒が卒業するまでは再任されない。

②小学校 PTA 役員、または実行委員にすでに決まっている方。

③小学4年生以下の子どもがいるひとり親家庭、または小学4年生以下の子どもがいる単身赴任家庭の方。

④その他やむを得ない理由で、現 PTA 役員及び教職員が免除と判断した場合。この場合、委任状提出時期に直接学校教職員へ連絡を行うこととする。

（6）抽選は、野村中学校 多目的室で行う。

第4条 役員の補欠

１ 会長に事故の生じたときは、副会長が代行する。

２ その他、役員に欠員の生じたときは役員会の推薦・承認のもと、会員よりこれを補充し、会員に報告する。補欠により就任した役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第5条 細則の改正

１ この細則は、役員会において出席者の3分の2以上（委任状含む）の賛成がなければ改正することが出来ない。

２ 改正の結果は、次期総会に報告するものとする。

附則

１ 平成25年10月11日 第11条の1 ①②の追加 一部改正。

２ 本規約は、平成25年11月1日よりこれを実施する。

３ 令和4年11月17日 第1条の一部改正。第１条の4追加。第2条の一部改正。第２条の2 ③の追加。第3条の追加。

４ 本規約は、令和4年12月1日よりこれを実施する。